

## 令和8年1月21日からの大雪に係る災害に関する 被災中小企業・小規模事業者対策について【第2報】

令和8年1月21日からの大雪に係る災害で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（理事長：宮川正 本部：東京都港区）は、青森県7市10町4村、新潟県3市に災害救助法が適用されたことを受け、本災害で被災された中小企業の皆様が早期に事業を再開できるよう、本日より関東本部（住所：東京都港区）に特別相談窓口を設置いたしましたのでご案内申し上げます。また、被災された小規模企業共済契約者の方々に対しまして、災害時貸付けを適用いたします。

なお、引き続き、東北本部（住所：宮城県仙台市）に設置しました特別相談窓口においても相談を受け付けます。

### ■特別相談窓口設置について

<令和8年1月21日からの大雪に係る災害に関する特別相談窓口>

#### 【東北本部】

- ・特別相談窓口（企業支援部企業支援課） 電話：022-716-1751
- ・〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4丁目6番1号 仙台第一生命タワービル6階

#### 【関東本部】

- ・特別相談窓口（企業支援部企業支援課） 電話：03-5470-1620
- ・〒105-8453 東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 虎ノ門37森ビル3階

#### 【オンライン経営相談（E-SODAN）】

- ・専門家と直接チャットで経営に関する相談ができる他、災害対策関連の情報をAIチャットボットがご案内します。

<https://bizsapo.smrj.go.jp>

### ■被災小規模企業共済契約者に対する災害時貸付けについて

#### 【共済相談室】

- ・電話：050-5541-7171
- ・共済サポートnavi <https://kyosai-web.smrj.go.jp/index.html>

- ・災害時貸付適用地域（2月3日時点）は別紙のとおり

<独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）>

中小機構は、事業の自律的発展や継続を目指す中小企業・小規模事業者・スタートアップのイノベーションや地域経済の活性化を促進し、我が国経済の発展に貢献することを目的とする政策実施機関です。経営環境の変化に対応し持続的成長を目指す中小企業等の経営課題の解決に向け、直接的な伴走型支援、人材の育成、共済制度の運営、資金面での各種支援やビジネスチャンスの提供を行うとともに、関係する中小企業支援機関の支援力の向上に協力します。

### ＜本件に関する問い合わせ先＞

独立行政法人中小企業基盤整備機構 災害対策支援部災害対策支援課

住所：東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

電話：03-5470-1501（ダイヤルイン）

ホームページ：<https://www.smrj.go.jp>

**法適用日：1月29日**

別紙

【青森県】

青森市（あおもりし）  
弘前市（ひろさきし）  
黒石市（くろいしし）  
五所川原市（ごしょがわらし）  
むつ市（むつし）  
つがる市（つがるし）  
平川市（ひらかわし）  
東津軽郡今別町（ひがしつがるぐんいまべつまち）  
東津軽郡蓬田村（ひがしつがるぐんよもぎたむら）  
東津軽郡外ヶ浜町（ひがしつがるぐんそとがはままち）  
西津軽郡鰺ヶ沢町（にしつがるぐんあじがさわまち）  
北津軽郡板柳町（きたつがるぐんいたやなぎまち）  
北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち）  
上北郡野辺地町（かみきたぐんのへじまち）

**法適用日：1月30日**

【青森県】

西津軽郡深浦町（にしつがるぐんふかうらまち）

**法適用日：2月2日**

【青森県】

中津軽郡西目屋村（なかつがるぐんにしめやむら）  
南津軽郡藤崎町（みなみつがるぐんふじさきまち）  
南津軽郡大鰐町（みなみつがるぐんおおわにまち）  
南津軽郡田舎館村（みなみつがるぐんいなかだてむら）  
北津軽郡中泊町（きたつがるぐんなかどまりまち）  
上北郡六ヶ所村（かみきたぐんろっかしょむら）

【新潟県】

小千谷市（おぢやし）  
魚沼市（うおぬまし）

**法適用日：2月3日**

【新潟県】

長岡市（ながおかし）